

作成にあたっての留意点

1. この様式は、一般貨物自動車運送事業用に作成されたものです。他の業種を含めて⑬氏名・名称又は住所、⑭役員の変更を届出する場合は、「貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手続を定める省令」に基づく様式によることになります。

2. 添付書類について

項目番号	添付書類
②④※1	事業用自動車の運行管理の体制を記載した書類【様式1-1及び1-2】
②③④⑦	事業の用に供する施設の使用権原を有することを証する書類 (自己所有の場合は不動産登記簿謄本等、借入れの場合は賃貸借契約書の写し等)
②③④⑦	都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類【様式例1】
②③④⑦※2	営業所・車庫・休憩睡眠施設の案内図、見取図、平面(求積)図、写真
④	車庫前面道路の道路幅員証明書又は、幅員が車両制限令に抵触しないことを証する書類 (※前面道路が国道の場合は除く)
⑤	事業用自動車の数の変更(増車に限る)に係る宣誓書【様式例2】
②④⑤⑥※3	法令遵守の宣誓書【様式例3】
⑨	保管施設の面積、構造及び付属設備を記載した書類
⑩	利用する事業者との運送に関する契約書の写し
⑭	貨物自動車運送事業法第5条(欠格事由)のいずれれにも該当しない旨の宣誓書(新任役員)【様式例4】
⑮※4	届出事項によって必要な書類

※1 ②は、様式1-1及び1-2

④は、営業所と車庫が併設していない場合にあつては、様式1-1(収容能力のみの変更の場合を除く)

※2 写真については、申請時において特段の事情により提出できない場合は、事後的に提出すること。

※3 ②は、営業所の新設(増設に限る)の場合

④は、車庫の新設、位置変更(収容能力の拡大を伴うものに限る)の場合

⑤は、事業計画変更認可申請により各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数を変更する場合
※変更後の事業用自動車の数が最低車両数を割る場合を除く

⑥は、新たに利用運送を行う場合

※4 譲渡譲受、合併又は分割の終了について届出する場合にあつては、

・各種手続きを終了したことを証する書類

・事業用自動車として登録手続きを済ませた自動車検査証及び任意保険の写し

・労働保険／保険関係成立届(写)、(健康保険・厚生年金保険)新規適用届(写)など社会保険等に加入した員数がわかる

※5 ⑤は、新たに普通自動車又は霊きゅう自動車を配置しようとする場合にあつては、運賃・料金の届出の提出を行うこと